

陸災防

フォークリフトによる労働災害の防災対策の徹底について

フォークリフトによる荷役作業は人的な負担を軽減し、省力化や効率化も図れることから、労働力不足の現状においても大変に有効な方法となっております。

しかしながら、フォークリフトは大変に便利な機械である反面、一旦、使用方法を誤ると、重篤な災害に至ってしまう恐れがあるため、従事するには資格が必要となります。

また、本来、フォークリフトはあくまで「荷役運搬機械」に分類されるもので、「荷役運搬」以外の用途での使用は全て「用途外使用」に該当し、危険となるため、禁止されております。

実際、平成28年度においても、残念ながらフォークリフトを昇降機代わりに使用した、いわゆる「用途外使用」による死亡災害が発生してしまいました。

このように、フォークリフトの使用方法等については、安全で使用するための様々なルール（関係法令、社内規定、取扱説明書等）により制約されており、これらを遵守する必要があります。

会員事業場の皆様におかれましても、類似災害を繰り返さないためにも、様々なルールを遵守して作業を確実に実施する必要があります。

今回、あらためて「荷役作業安全対策ガイドライン」で規定されております、「フォークリフトによる労働災害の防止対策」につきましてお知らせしますので、内容をご確認のうえ、確実に実施して頂きますよう、宜しくお願いいたします。

○フォークリフトによる労働災害の防止対策

- ア. フォークリフトの運転は最大荷重に合った資格を有している労働者に行わせること。
- イ. 所有するフォークリフトの定期自主検査を実施すること。
- ウ. 作業計画を作成すること。
- エ. 労働者が複数で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置すること。
- オ. フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者に「労働者の遵守事項」を遵守させること。
- カ. 構内におけるフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、荷役作業を行う労働者の見やすい場所に掲示すること。
- キ. 通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知すること。
- ク. フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分すること。

○労働者の遵守事項

- ① フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）をしないこと。
- ② 荷崩れ防止措置を行うこと。
- ③ シートベルトを装備しているフォークリフトの運転時にはシートベルトを着用すること。
- ④ フォークリフトを停車したときは逸走防止措置を確実に行うこと。万一、フォークリフトが動き出したときは、止めようしたり運転席に乗り込もうとしないこと。
- ⑤ マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さないこと。
- ⑥ 運転席が昇降する方式のフォークリフトを使用する場合は、安全帯の使用等の墜落防止措置を講ずること。
- ⑦ 急停止、急旋回は行わないこと。
- ⑧ 荷役作業場の制限速度を遵守すること。
- ⑨ バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底すること。
- ⑩ フォークに荷を載せての前進時には、前方（荷の死角）確認を徹底すること。
- ⑪ 構内を通行する時は、他社が運転するフォークリフトとの接触を防ぐため、安全通路を歩行するとともに、荷の陰等から飛び出さないこと。